



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



政府統計

令和6年1月19日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 角井 伸一

室長補佐 前原 庸司

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

—令和5年毎月勤労統計調査特別調査の概況—

目 次

1	調査の概要	1 ページ
2	結果の概要	3 ページ
	(1) 賃金	3 ページ
	(2) 労働時間と出勤日数	5 ページ
	(3) 雇用	7 ページ
3	付表	9 ページ

令和5年毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
(URL : <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>)

1 調査の概要

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、令和3年経済センサス-活動調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

(3) 調査の時期

令和5年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間）の状況について、令和5年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 1日の実労働時間数及び出勤日数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

調査員が配布する調査票に報告者が記入するか、又は調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査を行う。

ただし、調査員調査のみでは困難な場合等には、都道府県が郵送により調査票を配布する場合や、報告者が郵送又はオンラインにより回答する場合がある。

(6) 調査系統

配布：厚生労働省－都道府県－調査員－報告者

収集：報告者－調査員－都道府県－厚生労働省

(7) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 23,742 事業所 有効回答数 20,046 事業所
有効回答率 84.4%

(8) 利用上の注意

- ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。
- イ 「前年比」及び「前年差」は、前年の結果と比較した増減を表している。また、これらの数値は表章単位の数値から算出している。
- ウ 4ページの第2図及び第2表は、企業規模1～4人の事業所について集計している。

(9) 用語の定義

- ア 常用労働者
次のいずれかに該当する者をいう。
 - a 期間を定めずに雇われている者
 - b 1か月以上の期間を定めて雇われている者なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。
また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。
本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。
- イ きままって支給する現金給与額
労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きままって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。
- ウ 特別に支払われた現金給与額
一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。
本項目においては、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。
- エ 実労働時間
労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。
- オ 出勤日数
労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含まないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。
- カ 年齢
調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。
- キ 勤続年数
労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。
- ク 短時間労働者
通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

2 結果の概要

(1) 賃金

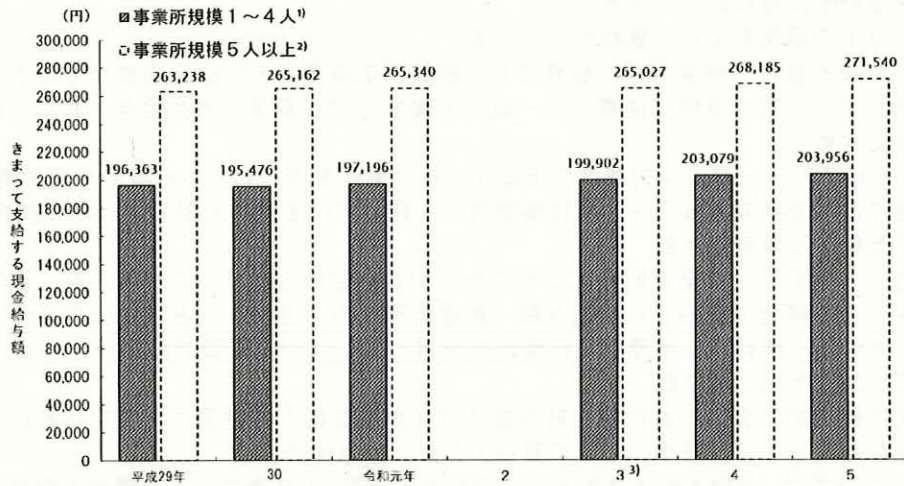
ア きままって支給する現金給与額

事業所規模1～4人の事業所について、令和5年7月におけるきままって支給する現金給与額は、調査産業計が203,956円で前年比0.4%増となった。

男女別にみると、男は276,094円で前年比2.2%増、女は152,474円で同0.3%減となった。

主な産業についてみると、「建設業」が274,365円と最も高く、次いで「製造業」が216,905円、「卸売業、小売業」が209,466円、「医療、福祉」が191,133円、「生活関連サービス業、娯楽業」が158,610円、「宿泊業、飲食サービス業」が111,801円となった。（第1図、第1表）

第1図 事業所規模別きままって支給する現金給与額の推移（調査産業計）



注：1) 事業所規模1～4人は各年7月の数値である。

2) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。

3) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきままって支給する現金給与額は202,372円となっている。

また、事業所規模5人以上における令和2年7月のきままって支給する現金給与額は262,474円である。

第1表 性・主な産業、事業所規模別きままって支給する現金給与額

令和5年7月

性・主な産業	事業所規模1～4人		(参考) 事業所規模5人以上 ¹⁾		5人以上=100としたときの比率
	円	前年比%	円	前年比 ²⁾ %	
調査産業計	203,956	0.4	271,540	1.3	75.1
男	276,094	2.2	340,369	1.1	81.1
女	152,474	-0.3	196,821	2.0	77.5
建設業	274,365	2.0	353,082	0.3	77.7
製造業	216,905	0.1	316,333	1.5	68.6
卸売業、小売業	209,466	2.4	243,122	0.5	86.2
宿泊業、飲食サービス業	111,801	-3.4	123,444	0.5	90.6
生活関連サービス業、娯楽業	158,610	0.8	200,879	2.5	79.0
医療、福祉	191,133	-1.4	259,769	0.7	73.6

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和5年7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。ただし、男女別の前年比は、実数から算出している。

イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

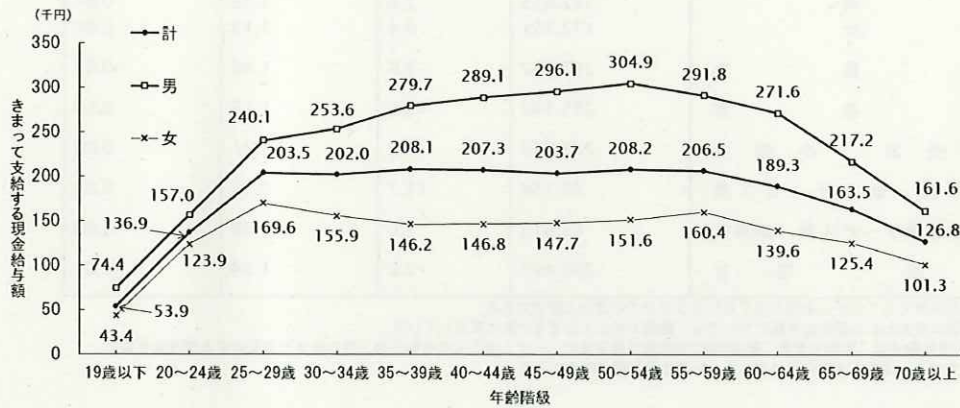
企業規模1～4人の事業所における令和5年7月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、調査産業計で男女計は25～29歳まで上昇しているが、以降55～59歳まではほぼ横ばいとなり、60～64歳以降低下している。

男女別にみると、男は50～54歳まで上昇しているが、55～59歳以降低下している。女は、総じて年齢階級による差は小さいものの25～29歳まで上昇しているが、30歳から59歳まではおおむね横ばいとなり、60～64歳以降低下している。（第2図）

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数30年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている（第2表）。

第2図 性、年齢階級別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人、調査産業計）

令和5年7月



第2表 年齢階級・勤続年数階級、性・主な産業別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人）

令和5年7月（単位：円）

年齢階級 勤続年数階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、 福祉
	計	男	女						
年 齢 計	187,704	256,471	140,937	262,946	201,833	179,996	102,434	155,371	179,163
19歳以下	53,901	74,410	43,422	194,406	154,798	55,605	40,512	80,737	64,285
20～24歳	136,893	156,965	123,896	218,920	167,308	133,148	67,314	168,114	175,084
25～29歳	203,515	240,149	169,625	261,108	229,080	190,652	120,799	192,247	207,530
30～34歳	201,962	253,598	155,939	264,335	229,203	193,600	130,592	193,180	184,256
35～39歳	208,061	279,745	146,195	276,668	247,206	207,366	129,133	170,454	178,768
40～44歳	207,284	289,050	146,781	295,486	230,627	202,355	123,329	175,476	182,439
45～49歳	203,747	296,120	147,705	305,172	227,986	189,287	125,449	158,603	179,946
50～54歳	208,246	304,891	151,581	291,884	228,400	211,474	107,828	147,037	180,514
55～59歳	206,488	291,825	160,401	276,996	208,889	198,295	95,326	148,200	202,772
60～64歳	189,330	271,622	139,585	251,068	220,363	175,992	91,758	136,844	178,720
65～69歳	163,478	217,171	125,362	228,458	165,657	150,160	97,196	119,738	155,152
70歳以上	126,771	161,635	101,270	173,926	125,818	117,992	80,093	92,596	124,794
勤続年数 計	187,704	256,471	140,937	262,946	201,833	179,996	102,434	155,371	179,163
0年	136,583	186,651	111,836	219,557	156,553	131,374	78,469	127,742	149,158
1年	152,262	211,930	118,492	230,860	173,476	152,995	84,310	168,909	155,616
2年	161,783	220,052	126,751	226,152	180,922	152,366	91,406	149,503	163,891
3～4年	170,734	233,306	133,188	237,554	188,107	159,546	98,531	154,986	178,627
5～9年	185,283	257,650	138,459	263,329	207,593	169,200	111,300	164,083	162,980
10～14年	195,807	269,609	145,271	275,274	200,088	196,161	116,837	164,733	176,819
15～19年	208,739	282,898	158,748	275,647	220,682	192,034	107,495	161,929	211,688
20～29年	226,304	299,831	165,712	300,364	221,191	216,302	127,642	160,266	209,026
30年以上	200,700	258,019	149,092	254,897	196,230	180,743	131,378	130,634	211,194
平均年齢（歳）	50.7	50.2	51.0	50.3	54.1	52.6	47.3	47.1	48.7
平均勤続年数（年）	13.4	14.7	12.5	15.4	17.6	15.8	8.8	12.7	10.8

ウ 特別に支払われた現金給与額

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は、調査産業計が261,317円で前年比1.2%増となった。

男女別にみると、男は382,653円で前年比2.8%増、女は172,351円で同0.4%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が297,292円と最も高く、次いで、「卸売業、小売業」が275,259円、「医療、福祉」が256,493円、「製造業」が255,142円、「生活関連サービス業、娯楽業」が62,619円、「宿泊業、飲食サービス業」が38,748円となった。（第3表）

第3表 性・主な産業別過去1年間特別に支払われた現金給与額（事業所規模1～4人）

性・主な産業	実 額		支給割合 ¹⁾	
	円	前年比 %	か月分	前年差 か月分
調 査 産 業 計	261,317	1.2	1.28	0.01
男	382,653	2.8	1.39	0.01
女	172,351	0.4	1.13	0.01
建 設 業	297,292	-3.6	1.08	-0.07
製 造 業	255,142	15.9	1.18	0.16
卸 売 業 , 小 売 業	275,259	2.6	1.31	0.00
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	38,748	11.7	0.35	0.05
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	62,619	1.0	0.39	0.00
医 療 , 福 祉	256,493	-2.2	1.34	-0.01

注：令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間分の数値である。

特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

1) 支給割合は、常用労働者（勤続年数1年未満の者を含む。）1人当たりの令和5年7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

(2) 労働時間と出勤日数

ア 労働時間

令和5年7月における通常日1日の実労働時間は、調査産業計が6.8時間で前年と同水準となった。

男女別にみると、男は7.6時間で前年より0.1時間増加となり、女は6.3時間で前年と同水準となった。（第3図、第4表）

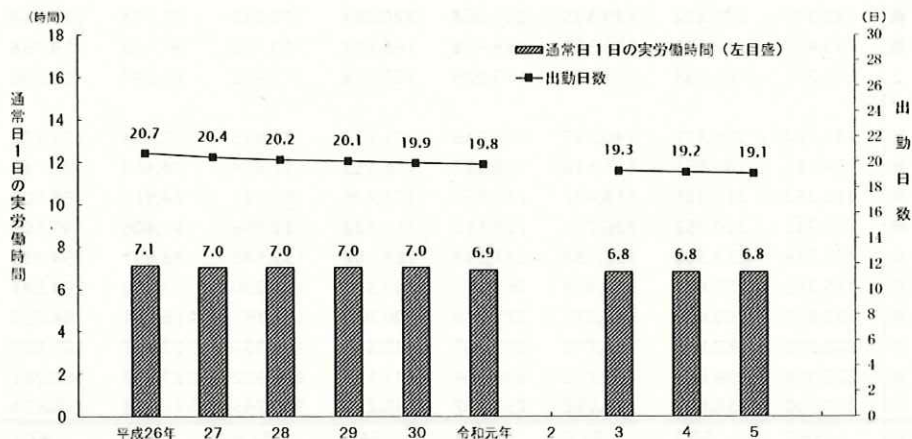
通常日1日の実労働時間別に常用労働者の構成割合をみると、調査産業計で4時間以下が14.2%、5時間が8.7%、6時間が8.8%、7時間が17.0%、8時間が44.3%、9時間以上が7.0%となった（第5表）。

イ 出勤日数

令和5年7月における出勤日数は、調査産業計が19.1日で前年より0.1日減少となった。

男女別にみると、男は20.8日で前年と同水準となり、女は17.9日で同0.2日減少となった。（第3図、第4表）

第3図 通常日1日の実労働時間及び出勤日数の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）



注：各年7月の数値である。

令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人の出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間となっている。

第4表 性・主な産業、事業所規模別通常日1日の実労働時間及び出勤日数

令和5年7月

性・主な産業	通常日1日の 実労働時間				出勤日数			
	事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾²⁾		事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾	
		前年差		前年差		前年差		前年差
調査産業計	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日
	6.8	0.0	7.7	0.0	19.1	-0.1	18.0	-0.1
男	7.6	0.1	8.2	0.0	20.8	0.0	19.0	-0.1
女	6.3	0.0	7.1	0.0	17.9	-0.2	16.9	-0.2
建設業	7.4	0.1	8.2	0.0	21.2	0.3	20.7	-0.1
製造業	7.0	0.0	8.3	0.0	19.6	0.2	19.5	-0.1
卸売業，小売業	7.1	0.1	7.3	0.0	19.7	-0.1	18.0	-0.3
宿泊業，飲食サービス業	5.6	-0.1	6.4	-0.1	16.9	-0.5	13.8	-0.4
生活関連サービス業，娯楽業	6.8	0.0	7.3	0.0	18.8	-0.2	17.1	-0.2
医療，福祉	6.6	-0.1	7.4	0.0	18.7	-0.2	17.8	-0.1

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和5年7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

第5表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合
(事業所規模1～4人)

令和5年7月(単位：%)

性・主な産業	合計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調査産業計	100.0	14.2	8.7	8.8	17.0	44.3	7.0
		(0.3)	(0.1)	(0.0)	(0.2)	(-0.6)	(0.1)
男	100.0	5.4	2.9	4.0	16.9	59.7	11.2
女	100.0	20.4	12.9	12.3	17.0	33.4	4.1
建設業	100.0	5.2	3.7	5.6	21.2	58.1	6.2
製造業	100.0	11.9	8.0	9.0	15.9	48.6	6.6
卸売業，小売業	100.0	11.2	7.8	8.7	15.2	47.9	9.2
宿泊業，飲食サービス業	100.0	37.8	17.2	10.9	8.2	17.9	7.9
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	12.6	14.5	11.2	15.3	36.2	10.1
医療，福祉	100.0	18.2	8.7	10.4	15.4	42.8	4.5

注：()内は前年差(ポイント)である。

通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

(3) 雇用

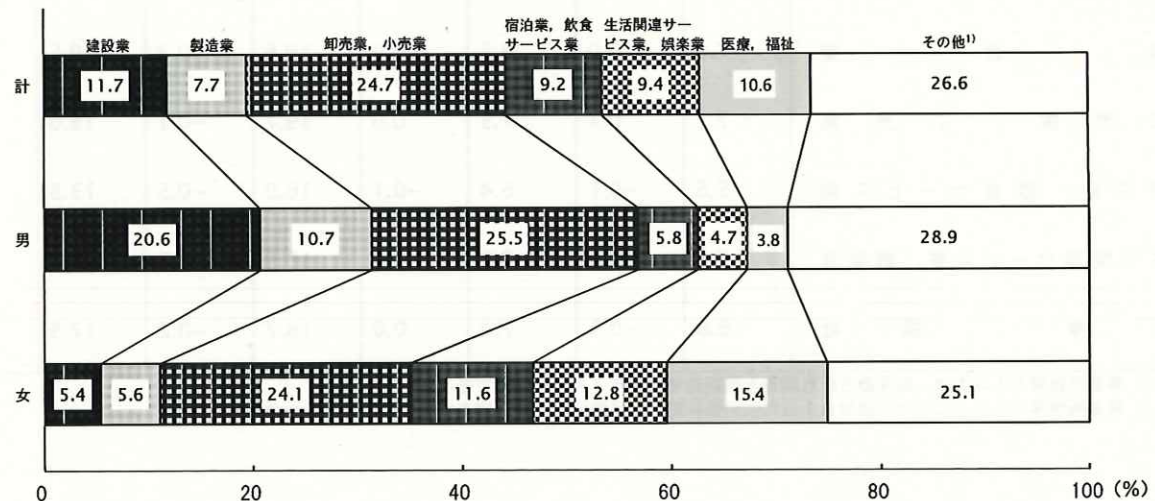
ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

令和5年7月末日現在における常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、「その他」以外では「卸売業、小売業」が24.7%と最も高く、次いで「建設業」が11.7%、「医療、福祉」が10.6%、「生活関連サービス業、娯楽業」が9.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が9.2%、「製造業」が7.7%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は、調査産業計が58.4%で前年より1.1ポイント上昇となった。これを主な産業についてみると、「その他」以外では「医療、福祉」が85.0%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が79.1%、「宿泊業、飲食サービス業」が73.7%、「卸売業、小売業」が57.0%、「製造業」が42.5%、「建設業」が26.8%となった。（第4図、第6表）

第4図 性別常用労働者の産業別構成割合
(事業所規模1～4人)

令和5年7月末日現在



注：1) 「その他」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

第6表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
(事業所規模1～4人)

令和5年7月末日現在

産 業	計	男	女	女性労働者の割合 ²⁾	
				%	前年差 ポイント
調 査 産 業 計	100.0	100.0	100.0	58.4	1.1
建 設 業	11.7	20.6	5.4	26.8	0.1
製 造 業	7.7	10.7	5.6	42.5	0.8
卸 売 業 , 小 売 業	24.7	25.5	24.1	57.0	-1.0
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	9.2	5.8	11.6	73.7	2.4
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	9.4	4.7	12.8	79.1	0.7
医 療 , 福 祉	10.6	3.8	15.4	85.0	1.3
そ の 他 ¹⁾	26.6	28.9	25.1	54.9	2.1

注：1) 「その他」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

2) 「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

イ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合

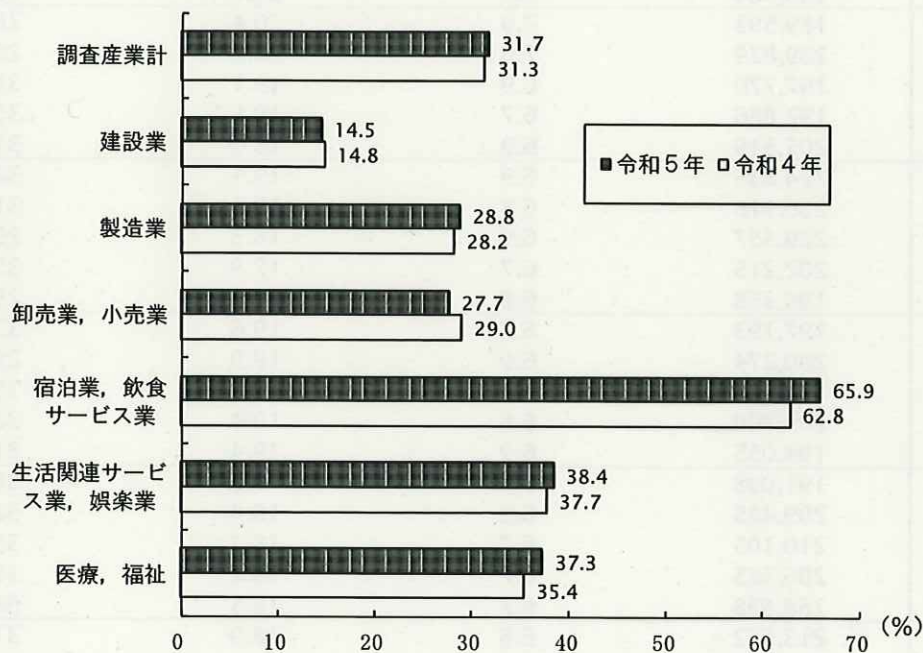
令和5年7月末日現在における常用労働者に占める短時間労働者の割合は、調査産業計が31.7%で前年より0.4ポイント上昇となった。

男女別にみると、男は12.3%で前年より0.4ポイント低下となり、女は45.6%で同0.4ポイント上昇となった。

主な産業についてみると、「宿泊業、飲食サービス業」が65.9%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が38.4%、「医療、福祉」が37.3%、「製造業」が28.8%、「卸売業、小売業」が27.7%、「建設業」が14.5%となった。

また、年齢階級別にみると、19歳以下が81.0%と最も高く、20～29歳が23.8%と最も低くなっている。（第5図、第7表）

第5図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人）



注：数値は、各年7月末日現在における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第7表 年齢階級、性別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和5年7月末日現在

年齢階級	計		男		女	
	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント
年齢計	31.7	0.4	12.3	-0.4	45.6	0.4
19歳以下	81.0	3.7	67.9	-6.3	87.5	8.5
20～29歳	23.8	-0.4	15.7	-0.5	30.0	0.0
30～39歳	24.7	-0.3	6.9	-0.5	40.2	-0.1
40～49歳	28.8	0.5	6.0	-0.3	45.3	0.3
50～54歳	28.2	0.5	6.3	-0.4	41.8	0.6
55～59歳	30.6	1.0	8.3	1.0	43.4	0.6
60～64歳	32.8	0.2	10.2	-0.9	47.7	-0.1
65歳以上	45.9	0.7	28.4	-0.4	59.4	-0.1

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

3 付表

付表1 都道府県別きまって支給する現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数及び短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和5年7月

都道府県	きまって支給する 現金給与額	通常日1日の 実労働時間	出勤日数	短時間労働者の割合 ¹⁾
	円	時間	日	%
全 国	203,956	6.8	19.1	31.7
北 海 道	209,828	6.9	20.2	30.2
青 森 県	181,492	7.0	20.7	29.0
岩 手 県	192,930	6.9	20.0	28.1
宮 城 県	223,227	7.2	19.5	20.7
秋 田 県	183,564	6.9	20.0	28.6
山 形 県	189,593	7.0	20.4	28.3
福 島 県	209,829	7.0	20.1	26.9
茨 城 県	197,770	6.9	19.1	31.3
栃 木 県	192,886	6.7	19.5	35.6
群 馬 県	205,519	6.9	18.9	31.0
埼 玉 県	224,835	6.9	19.5	30.0
千 葉 県	206,916	6.8	18.3	31.6
東 京 都	229,557	6.9	18.3	29.8
神 奈 川 県	202,215	6.7	17.9	35.2
新 潟 県	198,368	6.8	20.0	29.6
富 山 県	197,193	6.7	19.6	32.3
石 川 県	200,274	6.9	19.9	29.8
福 井 県	192,988	6.7	18.7	35.0
山 梨 県	201,700	6.8	19.4	32.9
長 野 県	194,055	6.9	19.4	31.2
岐 阜 県	191,098	6.6	19.3	36.4
静 岡 県	209,485	6.9	19.4	32.7
愛 知 県	210,105	6.7	18.7	35.4
三 重 県	206,385	6.7	19.2	35.0
滋 賀 県	188,888	6.7	18.5	38.1
京 都 府	213,552	6.8	18.9	31.8
大 阪 府	223,577	6.8	18.5	30.4
兵 庫 県	183,420	6.5	18.1	39.5
奈 良 県	185,236	6.7	18.4	33.8
和 歌 山 県	197,764	6.7	19.1	34.4
鳥 取 県	185,633	6.8	19.8	30.0
島 根 県	191,096	6.9	19.2	29.6
岡 山 県	195,532	6.9	19.3	30.1
広 島 県	205,745	6.9	19.4	30.8
山 口 県	188,826	6.8	18.5	33.2
徳 島 県	186,443	6.9	19.5	32.3
香 川 県	192,771	6.8	19.7	31.4
愛 媛 県	189,042	6.8	19.7	32.8
高 知 県	184,980	6.9	19.9	30.9
福 岡 県	209,536	7.0	19.5	29.2
佐 賀 県	185,011	6.7	19.5	34.0
長 崎 県	178,336	6.8	19.8	34.8
熊 本 県	194,687	7.0	19.5	26.4
大 分 県	177,841	6.9	19.0	31.8
宮 崎 県	198,357	7.0	19.9	28.8
鹿 児 島 県	179,787	6.8	19.1	31.3
沖 縄 県	174,123	6.9	19.4	32.7

注：1) 令和5年7月末日現在の数値である。

付表2 きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾		特別に支払われた現金給与額 ²⁾		通常日1日の実労働時間 ¹⁾	出勤日数 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	実額	前年比	実額	前年比				
	円	%	円	%	時間	日	年	%
昭和56	135,533	4.7	265,327	2.6	7.7	24.7	6.5	15.8
57	141,564	4.4	273,331	3.0	7.7	24.6	6.8	16.2
58	143,521	1.4	276,125	1.0	7.6	24.3	6.7	18.3
59	148,539	3.5	278,172	0.7	7.6	24.3	7.0	18.4
60	152,633	2.8	286,491	3.0	7.6	24.5	7.2	18.7
61	154,708	1.4	275,913	-3.7	7.7	24.4	7.3	18.6
62	157,784	2.0	283,682	2.8	7.6	24.3	7.5	18.9
63	162,227	2.8	298,070	5.1	7.6	24.1	7.6	19.3
平成元	167,444	3.2	297,752	-0.1	7.6	23.8	7.8	20.9
2	176,689	5.5	333,230	11.9	7.5	23.7	8.0	21.3
3	183,702	4.0	363,150	9.0	7.5	23.4	8.3	22.4
4	190,342	3.6	366,162	0.8	7.4	23.1	8.7	23.1
5	194,042	1.9	368,944	0.8	7.4	22.7	8.9	23.1
6	193,695	-0.2	330,501	-10.4	7.4	22.6	9.0	23.7
7	195,100	0.7	344,440	4.2	7.3	22.5	9.2	24.0
8	198,667	1.8	343,851	-0.2	7.4	22.5	9.4	24.0
9	199,617	0.5	335,080	-2.6	7.3	22.1	9.3	24.3
10	201,453	0.9	334,987	0.0	7.3	22.0	9.6	24.5
11	196,671	-2.4	285,293	-14.8	7.3	21.8	9.2	25.0
12	196,688	0.0	284,772	-0.2	7.3	21.7	9.6	24.8
13	194,764	-1.0	274,297	-3.7	7.3	21.5	9.7	24.9
14	193,762	-0.5	250,972	-8.5	7.3	21.8	9.8	25.0
15	193,570	-0.1	241,577	-3.7	7.3	21.5	9.8	25.5
16	192,588	-0.5	225,303	-6.7	7.2	21.4	9.9	25.4
17	190,888	-0.9	220,764	-2.0	7.2	21.1	10.1	26.0
18	190,749	-0.1	219,475	-0.6	7.2	21.1	10.4	26.9
19	190,482	-0.1	214,629	-2.2	7.2	21.1	10.9	26.9
20	192,630	1.1	208,367	-2.9	7.2	21.2	11.1	27.0
21	185,402	-3.8	195,387	-6.2	7.1	20.8	10.6	28.2
22	184,676	-0.4	184,694	-5.5	7.1	20.7	10.8	28.4
23	187,962	1.8	191,014	3.4	7.1	20.6	11.0	28.1
24	188,928	0.5	191,400	0.2	7.1	20.6	11.0	28.0
25	190,475	0.8	201,808	5.4	7.1	20.7	11.2	28.0
26	192,120	0.9	208,488	3.3	7.1	20.7	11.4	28.5
27	191,269	-0.4	216,965	4.1	7.0	20.4	11.3	29.0
28	195,701	2.3	227,206	4.7	7.0	20.2	11.6	28.9
29	196,363	0.3	227,457	0.1	7.0	20.1	11.7	29.2
30	195,476	-0.5	235,684	3.6	7.0	19.9	12.0	30.1
令和元	197,196	0.9	247,634	5.1	6.9	19.8	12.0	30.9
4) 2	-	-	-	-	-	-	-	-
3	199,902	-	253,157	-	6.8	19.3	12.6	31.3
4	203,079	1.6	258,268	2.0	6.8	19.2	12.8	31.3
5	203,956	0.4	261,317	1.2	6.8	19.1	12.6	31.7

注：1) 各年7月の数値である。

2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 各年7月末日現在の数値である。

4) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤務統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、通常1日の実労働時間は6.9時間、出勤日数は19.3日、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

